

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和25年告示第32号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条 議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬は、市長及び副市長の給料との権衡を考慮して定めるものとする。</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>897,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>817,000円</u></p> <p>議員（議長及び副議長を除く。） 月額 <u>740,000円</u></p> <p>第3条～第6条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>第1条 議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬は、市長及び副市長の給料との権衡を考慮して定めるものとする。</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>831,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>757,000円</u></p> <p>議員（議長及び副議長を除く。） 月額 <u>686,000円</u></p> <p>第3条～第6条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。